

合理的配慮の提供事例報告書【中学校】

事例の概要

車椅子を使用している生徒の事例。既存のエレベーターに加え、可動式スロープの設置など施設面のバリアフリー化を行った。また介助員の配置を得て、体調面へのきめ細やかな配慮を行うことにより、3年間本人・保護者の希望通り通常の学級で過ごすことが出来た。入学前から市教育委員会・学校と本人・保護者により、必要な合理的配慮について合意形成を図った。

1 対象生徒の障害種

肢体不自由

2 障害の程度

該当(肢体不自由)

※学校教育法施行令22条の3に該当か非該当か

3 在籍状況

中学校・通常の学級

4 学年

中3

5 対象生徒の実態

下半身が麻痺しており、車椅子を使用して学校生活を送っている。
 障害の影響により、体温調節が困難など体調面での配慮が必要である。
 意思表示やコミュニケーションには問題がない。
 登下校時の送迎は、保護者が自家用自動車で行っている。
 学習については、他の生徒と同様に通常学級で受けている。ただし、一部授業では補助が必要な時がある。

6 対象生徒についての合意形成に至るまでの経緯

(1 誰からの申し出か 2 申し出の内容 3 連携、調整した関係機関 4 合意形成に至った結論)

入学前年

7月 当該児童・保護者・小学校担任による「中学入学にあたっての留意点・要望等」の聞き取りを行う。

8月 小学校担任と中学校コーディネーターとの間で共通理解を行う。

10月 中学校において、当該生徒の保護者から直接聞き取り(コーディネーター、校長、教頭)

10月 中学校より施設のバリアフリー化に向けて、市教育委員会へ要望を行う。

3月上旬 施設の工事を行う。

3月下旬 当該生徒・保護者を交え、施設の確認や日々の生活について合意形成を図る。(コーディネーター、新担任、校長、教頭)

7 基礎的環境整備の視点と概要

基礎⑥ 専門性のある教員、支援員等の人的配置

市費で介助員を配置。登下校時の送迎は、保護者が行き介助員が駐車場で引き継ぎをしている。エレベーターの鍵は介助員が携帯しており、移動教室の時に使用している。
学習については、他の生徒と同様にしている。ただし、家庭科や理科(実験)では補助が必要な時があるが、その際介助員が補助にあたっている。

基礎⑤ 施設・設備の整備

1年生入学時は、移動への配慮のため教室を1階に配置した。
2年時は、他の生徒と同じにして欲しいという保護者・本人の願いもあり、教室を3階に配置した。(本校はエレベーター設置のため、その教室から特別教室等への移動も可能である。)
段差が大きい特別教室入口には可動式スロープを設置し、移動をスムーズにした。
学習机は車椅子のまま使用できる大きめの机を準備した。

8 合理的配慮の観点と概要

合理①-2-3 心理面・健康面の配慮

体温調節が十分にできないため、夏季には可動式のスポットクーラーを設置した。
首からかけるタイプのアイスノンを身につけることがある。
冬季には、防寒着の着用を許可した。電気ストーブを本人の机の横に置いている。

合理③-1 校内環境のバリアフリー化

本校の手洗い場については1カ所がレバー式になっている。蛇口に手が届かない生徒だけでなく、握力が弱い生徒や、ひねる動作がしにくい生徒にも対応可能となる。

9 成果と課題

本生徒はいつも明るく笑顔でいることが多く、休み時間には多くの友人に囲まれ、クラスや年齢に関係なく良い人間関係を作ることができ、3年間毎日の学校生活を明るく積極的に過ごすことができた。
体温調節ができないことによる体調管理が難しい。介助員が常に気をつけていたので、早めに対応することが出来た。
修学旅行ではノンステップバスや介護タクシーを使用することが出来た。介助員も同行し、全ての日程をみんなと共に過ごすことが出来た。
高校進学を希望しているが、近隣の多くの高校が、施設面でバリアフリー化が進んでいない現状がある。